

パブリック・コメント制度による

「富士市男女共同参画条例の一部を改正する条例（案）」

に対する意見募集について

- 意見募集期間 令和2年10月15日（木）～令和2年11月16日（月）
- 意見の提出方法
直接の場合 富士市役所3階 多文化・男女共同参画課へ
郵送の場合 〒417-8601
富士市永田町1丁目100番地
富士市市民部多文化・男女共同参画課あて
FAXの場合 0545-55-2864
Eメールの場合 si-danjo@div.city.fuji.shizuoka.jp
市ウェブサイト パブリック・コメントコーナーから専用フォームへ
- 意見の記載方法 様式は問いませんが、案件名「富士市男女共同参画条例の一部を改正する条例（案）」、意見、住所、氏名、電話番号を明記してください。

令和2年10月

富士市 市民部 多文化・男女共同参画課

富士市男女共同参画条例の一部を改正する条例（案）

1 改正の背景と概要

富士市男女共同参画条例は平成16年4月1日に施行されて以来、改正されずに現在に至っています。この間、社会は変化し続け、この条例に関連する主なものとしては、次のような動きがみられます。

- ・ セクシュアル・マイノリティの人権尊重意識の高まりなど新たな価値観の創出
- ・ 絶えない性暴力やドメスティック・バイオレンス（DV）等の被害、深刻化する少子化等の問題
- ・ 働き方改革関連法、女性活躍推進法などの新たな社会制度の制定

このような社会情勢の変革の中、男女共同参画の概念に従前の男女間の性差に基づく社会的格差の是正だけでなく、セクシュアル・マイノリティも含めた全ての人の人権を尊重することを加えるとともに、用語の整理・見直しを行うため、所要の改正を行うものです。

2 条例の改正内容

(1) 前文

前文では、本条例の理念を掲げていますが、これまで「男女」間の平等的な取扱いを謳っていたところ、「全ての人が性別等にかかわらず」平等に取り扱われるようにするため文言の整理を行います。

(2) 第2条

身体的特徴等に基づく「性別」（第1号）に加え、自らの性に対する自己認識である「性自認」（第2号）、恋愛感情や性的関心がどのような性別に向かうかという「性的指向」（第3号）を含めて「性別等」（第4号）とする旨、定義します。

(3) 第3条

男女共同参画の基本理念について、性別等にかかわらず全ての人が個人として尊重され、社会参加できるようにするものと改めるほか、男女共同参画審議会における意見を参考に文言の整理、修正を行います。

なお、「性別による固定的な役割分担意識」とは、いわゆる「ジェンダー」のことを指すため、「性別等」とはしません。

(4) 第9条

第1項は、性別等に係るハラスメントは、セクハラ以外にもマタニティ・ハラスメントなどの新たな概念が生じていることから、「をいう。）」の次に「等の性別等に関わるハラスメント」を加えます。

第2項は、DVの対象が配偶者や内縁者に限らず恋人などに拡大してきていることから、「配偶者、交際相手等の親密な関係にある者又はあった者の間で起こる暴力行為又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」に改めます。

第3項は、セクシュアル・マイノリティの秘密の暴露（アウトティング）やカミングアウトの強要が問題とされていることから、これらの禁止について新たに規定を設けます。

(5) 第15条

男女共同参画審議会の委員は、第4項の規定により男女比が均衡するように配慮していますが、審議会の委員からセクシュアル・マイノリティに配慮して「男女」という文言は避けた方がいいという意見があったため、「いずれかの性別等の委員の数が」に改めます。

また、Xジェンダーのように、男女いずれの性別に区別できない委員がいることが想定されます。そのため委員の割合について、これまでの少数派が4割未満にならないようにすることから、多数派が6割を超えないようにすることに改めます。

3 施行期日

令和3年4月1日

4 意見募集について

誰もが個性と能力を発揮して生きられるために、「2 条例の改正内容」に対して、御意見、御提案をお寄せください。

富士市男女共同参画条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
()
条 例 第 号

富士市男女共同参画条例（平成16年富士市条例第13号）の一部を次のように改正する。

前文中「男女が、」を「全ての人が性別等にかかわらず、」に改め、「女性プラン及び男女共同参画プランを策定し」を削り、「男女が自らの意思で社会活動」を「全ての人が自らの意思で社会のあらゆる分野における活動」に、「男女が互いに」を「全ての人が性別等にかかわらず互いに」に改め、「尊重し」の次に「多様性を認め合い、その個性と能力を發揮し」を加える。

第2条第2号中「男女間の」を「性別等による」に、「男女のいずれか一方」を「性別等により不利な扱いを受けている者」に改め、同号を同条第6号とし、同条第1号中「男女が互いに」を「全ての人」に、「性別」を「性別等」に改め、同号を同条第5号とし、同号の前に次の4号を加える。

- (1) 性別 身体的特徴及び当該特徴を元に出生時に戸籍の届出により指定された男女の別をいう。
- (2) 性自認 自分が男性又は女性であるか、そのどちらでもないか、流動的であるか等の自らの性に対する自己認識をいう。
- (3) 性的指向 恋愛感情又は性的関心がどのような性別に向かうかということ（恋愛感情又は性的関心を抱かないことを含む。）をいう。
- (4) 性別等 性別、性自認及び性的指向をいう。

第3条第1号中「男女の」を「全ての人」に、「性別」を「性別等」に改め、同条第2号中「社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担意識等を反映して、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会における制度又は慣行が男女」を「性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会制度又は慣行が男女共同参画を妨げるおそれがあることを考慮し、これらが全ての人」に改め、同条第3号中「男女」を「全ての人」に改め、同条第4号中「男女」を「者」に、「家族の介護」を「介護」に、「家族の一員としての」を「家庭における個々の」に、「学校、職場その他の地域社会における活動」を「地域、学校、職場等におけるあらゆる社会活動」に改め、同条第5号中「男女」を「全ての人」に改め、同条第6号を削る。

第6条中「男女が対等」を「全ての人が性別等にかかわらず平等」に改める。

第8条第1項中「男女が平等」を「全ての人が性別等にかかわらず平等」に、「男女が互いに」を「全ての人」に改める。

第9条の見出し中「性別」を「性別等」に改め、同条第1項中「をいう。）」の次に「その他の性別等に関わるハラスメント」を加え、同条第2項中「(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係

と同様の事情にある者を含む。)からの身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの」を「、交際相手等の親密な関係にある者又はあった者の間で起こる暴力行為又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」に改め、同条に次の1項を加える。

3 何人も、性別等に関する個人情報を本人の了解を得ずに他に公開し、及び他に公開することを強要してはならない。

第15条第4項中「男女のいずれか一方の委員の数は、」を「いずれかの性別等の委員の数が」に、「10分の4未満に」を「10分の6を超えては」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

改正前	改正後
<p><u>男女が、</u>法の下に平等であり、あらゆる面において互いにその人権を尊重しなければならないことを、人々は、男女共同参画を推進する上で改めて認識する必要がある。</p> <p>富士市では、<u>女性プラン及び男女共同参画プランを策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進することにより、性別による固定的な役割分担意識が見直されつつあるが、より一層男女が自らの意思で社会活動</u>に参画する機会を確保していくことが求められている。</p> <p>私たちは、男女共同参画社会を築くため、まちづくり活動をはじめとするさまざまな分野で、<u>男女が互いに</u>その生き方を尊重し<u>、</u>共に責任を分かち合える明るく住みよい環境づくりを進めていかなければならない。</p> <p>このような状況を踏まえ、富士山の恵みを受けて発展してきた産業都市としての特性を生かしながら、男女共同参画社会基本法の趣旨に基づき、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進していくため、この条例を制定する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 男女共同参画 <u>男女が互いに</u>その人権を尊重しながら、責任も分かち</p>	<p><u>全ての人が性別等にかかわらず、</u>法の下に平等であり、あらゆる面において互いにその人権を尊重しなければならないことを、人々は、男女共同参画を推進する上で改めて認識する必要がある。</p> <p>富士市では<u>、</u>男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進することにより、性別による固定的な役割分担意識が見直されつつあるが、より一層<u>全ての人が自らの意思で社会のあらゆる分野における活動</u>に参画する機会を確保していくことが求められている。</p> <p>私たちは、男女共同参画社会を築くため、まちづくり活動をはじめとするさまざまな分野で、<u>全ての人が性別等にかかわらず互いに</u>その生き方を尊重し、<u>多様性を認め合い、その個性と能力を発揮し、</u>共に責任を分かち合える明るく住みよい環境づくりを進めていかなければならない。</p> <p>このような状況を踏まえ、富士山の恵みを受けて発展してきた産業都市としての特性を生かしながら、男女共同参画社会基本法の趣旨に基づき、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進していくため、この条例を制定する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>性別</u> 身体的特徴及び当該特徴を元に出生時に戸籍の届出により指定された男女の別をいう。</p> <p>(2) <u>性自認</u> 自分が男性又は女性であるか、そのどちらでもないか、流動的であるか等の自らの性に対する自己認識をいう。</p> <p>(3) <u>性的指向</u> 恋愛感情又は性的関心がどのような性別に向かうかということ(恋愛感情又は性的関心を抱かないことを含む。)をいう。</p> <p>(4) <u>性別等</u> 性別、性自認及び性的指向をいう。</p> <p>(5) 男女共同参画 <u>全ての人が</u>その人権を尊重しながら、責任も分かち</p>

改正前	改正後
<p>合い、<u>性別</u>にかかわらずその個性と能力を十分発揮し、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることをいう。</p>	<p>合い、<u>性別等</u>にかかわらずその個性と能力を十分発揮し、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることをいう。</p>
<p>(2) <u>積極的格差改善措置</u> 前号に規定する機会に係る<u>男女間の</u>格差を改善するため、必要な範囲内において、<u>男女のいずれか一方</u></p>	<p>(6) <u>積極的格差改善措置</u> 前号に規定する機会に係る<u>性別等による</u>格差を改善するため、必要な範囲内において、<u>性別等により不利な扱いを受けている者</u>に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。</p>
<p>_____に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。 (基本理念)</p>	<p>_____の自由な活動の選択を妨げることをいう。 (基本理念)</p>
<p>第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念とし、推進されなければならない。</p>	<p>第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念とし、推進されなければならない。</p>
<p>(1) <u>男女の</u>個人としての尊厳が重んぜられ、かつ、<u>性別</u>による差別的取扱いを受けることなく、個人の能力を発揮する機会が確保され、個人として人権が尊重されること。</p>	<p>(1) <u>全ての人</u>が個人としての尊厳が重んぜられ、かつ、<u>性別等</u>による差別的取扱いを受けることなく、個人の能力を発揮する機会が確保され、個人として人権が尊重されること。</p>
<p>(2) <u>社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担意識等を反映して、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会における制度又は慣行が男女の自由な活動の選択を妨げることのないよう配慮すること。</u></p>	<p>(2) <u>性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会制度又は慣行が男女共同参画を妨げるおそれがあることを考慮し、これらが全ての人</u>_____の自由な活動の選択を妨げることのないよう配慮すること。</p>
<p>(3) <u>男女</u>が社会の対等な構成員として、市その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。</p>	<p>(3) <u>全ての人</u>が社会の対等な構成員として、市その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。</p>
<p>(4) 家族を構成する<u>男女</u>が相互の協力と社会の支援の下に、子育て、<u>家族の介護</u>その他の家庭生活における活動について<u>家族の一員としての役割</u>を果たし、かつ、<u>学校、職場その他の地域社会における活動</u>_____に参画することができるよう配慮すること。</p>	<p>(4) 家族を構成する<u>者</u>が相互の協力と社会の支援の下に、子育て、<u>介護</u>_____その他の家庭生活における活動について<u>家庭における個々の役割</u>を果たし、かつ、<u>地域、学校、職場等におけるあらゆる社会活動</u>_____に参画することができるよう配慮すること。</p>
<p>(5) <u>男女</u>が互いの理解の下で、妊娠、出産その他健康に関してそれぞれの意思が尊重され、生涯にわたり心身の健康が維持できるよう配慮すること。</p>	<p>(5) <u>全ての人</u>が互いの理解の下で、妊娠、出産その他健康に関してそれぞれの意思が尊重され、生涯にわたり心身の健康が維持できるよう配慮すること。</p>
<p>(6) <u>前各号の規定は、性同一性障害を有する人等についても配慮されなければならないこと。</u></p>	<p>(削る)</p>

改正前	改正後
<p>(事業者の責務)</p> <p>第6条 事業者は、自らの事業活動を行うに当たり、<u>男女が対等</u> _____ に参画することができる機会の確保及び職場環境の整備(積極的格差改善措置を含む。)に努めるとともに、市が実施する男女共同参画に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(地域活動団体の責務)</p> <p>第8条 市内において、まちづくり、福祉その他の地域における社会活動を行っている団体(以下「地域活動団体」という。)は、その運営又は活動に<u>男女が平等</u> _____ に参画できる環境を整備するとともに、計画の立案及び決定に際しては、<u>男女が互いに能力を発揮できる</u>よう努めるものとする。</p> <p>2 地域活動団体は、市が実施する男女共同参画に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(性別 _____ による権利侵害等の禁止)</p> <p>第9条 何人も、セクシュアル・ハラスメント(相手方の意に反した性的な言動により、相手方に不快感若しくは不利益を与え、又は相手方の生活環境を害することをいう。) _____ を行ってはならない。</p> <p>2 何人も、ドメスティック・バイオレンス(配偶者<u>(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u>からの身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。)を行ってはならない。</p> <p>(男女共同参画審議会)</p> <p>第15条 省略</p> <p>2及び3 省略</p>	<p>(事業者の責務)</p> <p>第6条 事業者は、自らの事業活動を行うに当たり、<u>全ての人が性別等にかかわらず平等</u>に参画することができる機会の確保及び職場環境の整備(積極的格差改善措置を含む。)に努めるとともに、市が実施する男女共同参画に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(地域活動団体の責務)</p> <p>第8条 市内において、まちづくり、福祉その他の地域における社会活動を行っている団体(以下「地域活動団体」という。)は、その運営又は活動に<u>全ての人が性別等にかかわらず平等</u>に参画できる環境を整備するとともに、計画の立案及び決定に際しては、<u>全ての人が</u>能力を発揮できるよう努めるものとする。</p> <p>2 地域活動団体は、市が実施する男女共同参画に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(性別等による権利侵害等の禁止)</p> <p>第9条 何人も、セクシュアル・ハラスメント(相手方の意に反した性的な言動により、相手方に不快感若しくは不利益を与え、又は相手方の生活環境を害することをいう。)<u>その他の性別等に関わるハラスメント</u>を行ってはならない。</p> <p>2 何人も、ドメスティック・バイオレンス(配偶者、<u>交際相手等の親密な関係にある者又はあった者の間で起こる暴力行為又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動</u> _____ をいう。)を行ってはならない。</p> <p>3 <u>何人も、性別等に関する個人情報</u>を本人の了解を得ずに他に公開し、及び他に公開することを強要してはならない。</p> <p>(男女共同参画審議会)</p> <p>第15条 省略</p> <p>2及び3 省略</p>

改正前	改正後
<p>4 審議会は、市長が委嘱する委員12人以内をもって組織し、<u>男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満に</u>ならないものとする。</p>	<p>4 審議会は、市長が委嘱する委員12人以内をもって組織し、<u>いずれかの性別等の委員の数が委員の総数の10分の6を超えてはならないものとする。</u></p>
<p>5 省略</p>	<p>5 省略</p>